

第2回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会会議録

会議名	第2回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会
日時	令和2年6月12日（金）15時00分～16時35分
場所	浜田市役所 第2東分庁舎 2階南会議室
出席者	委員 8名（欠席者1名、代理出席者1名） 市 7名（事務局4名を含む）
次第	1 開会 2 議題 （1）検討の方向性について （2）新たな算定項目について 3 その他
会議資料	別紙のとおり

（開会 14：57）

1 開会

【事務局】

議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただき、よろしくお願い申し上げます。
まず初めに資料の確認をさせていただければと思います。お手元の資料をご確認いただきたい。

～資料の確認～

次に、本日の出席者であるが、レジユメの裏側が出席者名簿となっているのでご覧いただきたい。本日は1名の委員がご欠席、1名が代理出席となっている。全体では過半数以上の出席をいただいております、本会議は成立していることを報告させていただきます。

また、名簿のとおり事務局や各支所職員が出席しているので、確認いただければと思います。なお、大変申し訳ないが、事務局のうち1名が議会対応の関係で急遽欠席とさせていただいている。

それでは開会にあたりまして、委員長からご挨拶をいただきたいと思う。

【委員長】

皆さん、こんにちは。

第2回のまちづくり総合交付金制度の改正検討委員会ということで、大体4回を予定しているなかの第2回目ということである。今日も活発なご意見を賜って、より良いものを作り上げるため、皆様方ご協力をいただければと思うので、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは、これより議題に移る。

議事進行については、当委員会設置要綱の規定により、委員長が行うことになっているので、

これより先の議事進行については委員長にお願いしたいと思う。委員長、よろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) 検討の方向性について

【事務局】

～資料1について説明～

【委員長】

(資料1) 1の「算定方法」についてはこの後、説明・議論いただくので、主に2の「支援体制」について、議論していただく形になるかと思う。これまで中間検証等々であったように、1つは今の基礎額についてのご議論があったということと、もう1つは課題解決特別事業に関してハードルが高いというようなご指摘があった。その2つに関して、事務局としてこのような案を作っていた。基礎額などについては後ほどご説明いただくとして、2つ目の課題解決特別事業のハードルが高いということに対して、支援をこれまで以上に手厚くしていただくということで今回このような案を作っていた。

委員の皆さんからご意見やご質問等々があれば、お願いしたいと思うが、いかがか。

【委員】

少しはじめに教えていただきたい。

前回の会議で、36のまちづくり推進委員会と90余りの単独自治会に交付金を出していると説明があった。この資料を見てみると、単独自治会にも活動費を除いてほぼ同じような基準で算定をされて交付をされているようだが。単独自治会がする「まちづくり」というものは一体どういうものなのか教えてほしい。

私の暮らす弥栄では、まちづくり推進委員会に交付していただいた交付金の約55%を26の集落や自治会へ配分している。大概が5万円から6万円くらいで、その使い道は、道路沿線の缶やゴミ拾い、それから河川の葎刈り(草刈り)、それから市道の草刈り、市道の側溝の掃除が大半である。交付金は、これの実費にも当たらないくらいのものなのだが、これらの自治会活動がそもそもまちづくり活動と言えるのか、ちょっと疑問に思われるところである。一般的に、集落は自分たちの住むところであるから、それは普通にやるのが当たり前だと思う。そのうちのいくらかが補助してもらっているというのであれば、それでも良いと思うのだが、90あまりの単独自治会がまちづくり推進委員会と同じ基準でかなりの額を占めていると思うのだが、その中でまちづくり活動というのはどういうものが該当して、実践されているのか、教えてほしい。

【委員長】

事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、参考までに資料5を見ていただければと思う。

金額的なことを先に申し上げると、資料5の下の方に「合計※端数調整あり」ということで、「単独(A)」「まち委(A+B)」「合計」ということで金額が書いてあると思う。

「単独(A)」は12,000千円くらいであり、1団体あたりでは12万円くらいが交付されている。この金額は平均なので、実際には数万円のところもあれば20万円くらいになるところもあると思う。単独自治会が受けている交付金の規模感としてはこのくらいものになる。

この交付金を活用して、どのような取組みや活動をされているのか、ということについては、基本は先程委員さんが言われたように、溝掃除、盆踊り、敬老会などの高齢者のための活動、子ども会の活動などの活動をされている。

【委員】

承知した。

【委員長】

その他いかがか。

【委員】

先程の委員さんがおっしゃったような「活動の内容」も検討の1つのテーマであると思う。

この本質にあるのは、このまちづくり総合交付金のそもそもの交付団体がどこなのだろうかということ、しっかりとしたものがないからだと思う。協働のまちづくり条例の検討においても、コミセンの検討においても、いつもこのことが出てくるのだが、結局はまちづくり推進委員会がメインと言いつつ、いろいろなまちづくり組織があってもよいとか、自治会でよいとかいうような形にするから迷う。この点については、交付金が全てにオリンピックの輪のように絡んでいるので、きちんと整理する必要がある。

例えば「まちづくり推進委員会には交付金といった制度で行くけれども、それ以外の団体についてはそれとは違うメニューの中での活動をしっかりしてもらおう」とすればよいのではないか。人によっては、「地域には色々な組織やグループがあり、全部まちづくりをやっているのだから同じじゃないか」と言われるが、それを1個1個見ていったときに「地域社会という単位なのか、それは」と、いつも疑問が出る。無論、個々の活動も大事だけれども、そういう団体をつなぐのがまちづくり推進委員会なのだから、個々の活動は其中で展開していくような形とするというような住み分けが必要である。まちづくり総合交付金とまちづくり推進委員会とがリンクすべきだと思う。

合併当初から「まちづくり推進委員会を公民館の単位で作らしましょう」と言って15年経ち、まだ芽吹きが出てこない地域については、難しい状況もあるとは思いますが、きちんと原因を追究して、市が必要な支援を行って形を作ってあげないと、いつまでも進まないと思う。

市も市民も「最上位計画というものは総合振興計画だ」と仰って、その中で「90%まちづくり推進委員会を作ります」と掲げて、皆それを目標としているはずなのに、「いやそうじゃない」といって組織化しない地域がまだ残っている。組織化が難しいことは分かるけれど、共通の想いは1本だという風にしないとぼやけてしまう。様々な組織や取り組みが全て大事だということはあるが、地区まちづくり推進委員会で取り組むという方向性は決めて「皆さんとこう進んでいこう」というスタイルをしっかり押さえておく必要があると思う。

【委員長】

どうであるか、事務局。

【事務局】

まちづくり推進委員会の組織化については、もちろん止めるつもりはなく、今後も進めていくものと思っている。

意見の趣旨としては、交付金の制度を分けるということによろしかったか。単独自治会は、別の事業で単独で補助し、まちづくり推進委員会は交付金制度で支援するというところをした方がよいのではないか、ということか。

【委員】

今、委員さんが言われたが、先日、協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会があった。コミセンの報告書も完成し、条例の中身もほぼ決定をした。その中で第19条（まちづくりの推進）のところではいろいろな意見が出ていた。

コミセンの部分も「まちづくりセンター」に名前もほぼ決まって、それに対して「人員の増もあるし、コーディネーターチームも作ります」というまとめになっており、「まちづくりを進めます」ということになっている。その中で、今、委員さんが言われるように、まちづくり推進委員会の設立を目指すということで始めてきているのに、「今までと変わらず自治会も各グループも交付金を出していきますよ」ということには違和感を覚える。

私が思うには、先程から出ている事務の軽減化もあったりするが、やはり、まちづくり推進委員会本体ができれば、そこにちゃんと人を置けるわけだから、その傘下のいろいろな自治会やグループの計画や予算をまとめて要求をすれば、そんなに時間や負担も掛けずに、配分等もできる。やはり「基本的にはそういうスタイルで行くのだ」という方向に変えていかないと、このままだと、今と一緒に何も変わらない。根本的に交付金制度を見直して、「こういう事業をするからこういう予算をください」という形にしないと、本当のまちづくりはできない。

先ほど私が言ったような集落の環境を守るような活動は本来まちづくりではなく、そこに住んでいる者が当たり前やるものである。敬老会等の活動の財源としては、自治会費があるのであって、交付金をいただいてする「まちづくり」とは全く別物だと思う。そういう考えが変わるといふか、そういうふうに変えていかないと、いつもまで経っても本当のまちづくりを推進することにならない。「条例まで作ってまちづくりを進めましょう」「行財政改革で本来行政がやることをできないから皆やってくれ」という話なのだから、小手先の制度改革ではなく、変えるのならこの際しっかりとこういう方向にしばるといふ話でなければいけない。「ここにも出しますが、ここにも出します」では、まったく今と変わらない状況が続くと思う。

【事務局】

まちづくり推進委員会の組織化の推進と、交付金の交付方法についてはまた検討していきたいと思う。今日の議題はまた別のところで検討していきたいと思う。

【事務局】

ちなみに、今の件に関して、他の委員の皆さんはどう思われるか。

【委員】

自治会とまちづくり推進委員会の交付金を今回の改正で分けるということについては、税金である以上、難しいのではないかと思います。やはり、自治会にもそれ相応のお金が掛かる。例えば盆踊りをやったり、子どもの日に何かお祝いしたりするにも、やはりお金が必要である。だから、自治会にも配分するという事は、私は当然ではないかと思う。そう言うと、まちづくりはなかなか進まないかもしれないが、とりあえずはそういう所にも配ってあげないと不公平が出てくる。一番良いのは先程委員さんが言われたように、そういう方向にして、どんどんどんどんまちづくりができていけば良いが、なかなかできない事情のある地域もある。そこを見捨てるのか、そういうことは、私はいけないと思う。やはり、そういう所にも公平に交付金は分配していかないといけないと思う。

【委員長】

はい。いかがか。

【委員】

こういった会議なので、自分の地域のことを言うのはいかなものかとは思いますが、例として申し上げます。

私の地域では、まちづくり推進委員会の中で、ちゃんと自治会のコミュニティに掛かる経費のものも算定を付けて、まちづくり推進委員会から各自治会に交付金を配分している。いろいろな組織が参加しているが、まちづくり推進委員会の中で事業立て、予算立てをしていて、皆の合意を得て配分している。そういった形で、あらゆる団体に対して、まちづくり推進委員会から交付金を出しており、個人個人に行くものはない。

自治会に交付されたお金については、自治会で意思決定して使われることなので、特にまちづくり推進委員会から使い道の指示等はしていない。

あくまでも公費なので、あまねく皆さんに行き渡ることを考えないといけないのは十分承知はしているが、浜田市としてまちづくり推進委員会を作っていこうというのであれば、まちづくり推進委員会の組織の充実を図り、交付金がちゃんと皆さんのもとに配れるような形の組織にしていて、そこに向けて市から支援をしていくという形にしていかないといけない。他の

制度についてもまちづくり推進委員会が絡んでくるわけだから、小手先で変えていただけだったら、「なんかちょっと金額が高くなるな」というだけで終わってしまい、「本来の交付金のありあり方としてどうだろうか」という筋が通らないと思う。

いつもこの問題に突き当たってしまうわけだが、とりあえず自治会への配分については、個々のまちづくり推進委員会の考え方であればよいと思う。

【委員長】

まちづくり推進委員会の構造に関わる問題というか、たぶん、各まちづくり推進委員会で濃淡があり、やり方についても違いがあるので、今、仰るような問題が生じるのではないかなというふう思う。それを、例えば市で、何らかの形で方向性を出すということはあり得るのか。

【事務局】

もともと、この交付金制度が平成 23 年度にできる以前は、町内会・自治会向けのゴミステーションに対する補助などの個別の補助金があった。

平成 20 年度頃からまちづくり推進委員会ができはじめ、そこへの支援制度を考えるにあたって、様々な補助金制度を 1 本にまとめ、用途は地域で考えていただく柔軟な交付金制度をつくった。これについては、地域の主体性を活かすという理由のほかに、行政サイドの理由としては、行革の面があったことも事実だと思う。従来の補助金事務の場合、1 つ 1 つの町内会等から申請を全て受け、実績では領収書等を全てチェックするという流れだったのが、まちづくり総合交付金の場合は、まちづくり推進委員会に一括でお渡しして、先程言われたように、その中で処理をしていただくということで、実質的に行政側の負担軽減となったのも事実である。

これを仮に、例えば「自治会・町内会への補助部分だけは切り離して、以前みたいな補助金メニューに戻します」というような話になると、事務的な進め方の検討が必要だと思う。

また、まちづくり推進委員会ができていなくても、できていないところもやっている自治会活動は一緒である。自治会・町内会は、草刈り、溝掃除などの、基礎的なコミュニティ活動をされている。同じ活動をしているのに、片や委員会があるとまちづくり交付金で、委員会がないと補助金という差が生まれるということも検討課題であろうと思う。

ちなみに、今のまちづくり推進委員会の中にも、自治会・町内会には配分をしていないという委員会もあると認識している。「必ず町内会等に配分してください」というルールはなく、あくまでも「基礎額の範囲内で配分できる」ということで制度を作っている。地域によっては配分せずに全体として使っているという所もあることはご承知おきいただきたい。

【委員長】

はい。いかがか。

【委員】

まちづくり推進委員会のある地区の自治会には、(交付金が) 出ていないということか。

【事務局】

直接は出ていない。

【委員長】

どうか。

【委員】

私が言いたいのは、浜田市としてまちづくり推進委員会を作ろうとしているのだから、交付金の仕組み上で、まちづくり推進委員会との棲み分けというものが要るのではないか、ということである。

浜田市は、まちづくり推進委員会でまちづくりを進めて行こうとしているのだから、みんなで、そういった形に努力して行きましょうということが必要である。そうすると、浜田市の経営改善にもつながるし、地域においても各種団体が入ってまちづくり推進委員会をつくることで、皆で議論して、皆の合意のもとで交付金を活用し、配っていくというシステムになってい

く。実際に、今、まちづくり推進委員会ができているところは、そうした仕組みになっているはずである。様々な会やボランティア団体等が、皆出て、そこで皆で協議して予算割り当てして行って、活発に活動してもらっている。そういった仕組みにして行くことで、その地域の人みんなで理解してやっていくというスタイルができていく。それこそが地域社会だと思う。

個別の組織のそれぞれの活動というものも貴重だけれども、なかなか活動も難しくなっている。だから、まちづくり推進委員会の中に入ってもらって、その中で活発にして行って、皆で理解して、その活動をしていくということになれば、「同士での輪」が広がっていくという良い面もあると思う。そういう組織づくりというのが必要だという浜田市共通の方向性を持っていないと、いつまで経ってもこの話は続くと思う。

【委員長】

非常に難しい問題だと思う。浜田市としてはまちづくり推進委員会をしっかりとした形で進めて行って、そこでまちづくりをやっていただくという方向で取り組まれていると思うが、残念ながらそこはそれぞれ地域によってやはり事情は違うので、統一すると言うようなことはなかなか難しいというのが現状だと思う。そのために今言われたような問題というのが、まだ存在しているのではないかと思う。

いかがか、他に。

たぶん、まだ言い足りない所があるとは思いますが、今日のメインとなるのは1番の「算定方法」になるかと思うので、またこの件に関してご意見があれば最後にお受けしたいと思う。ひとまずは議題を進めさせていただければと思う。

(2) 新たな算定項目について

【事務局】

～資料2・3について説明～

～資料4以降のデータについても説明～

【委員長】

ただいま、事務局から加算項目の追加についてご説明いただいた。前回の会議で、これまでの交付金制度を実施してきた中でいただいたご意見等々を基に、新たな算定項目案をいくつか出していただいたということである。

交付金の支出等を参考にさせていただきながら、ご議論いただければというふうに思っている。新たな算定項目を作る目的や考え方、加算する基準についてもご意見をいただければというふうに思う。

いかがか。

【委員】

意見を言うと算定等で事務局に負担をかけることになるかもしれないが、高齢化加算と年少人口加算という仕組みは、少し荒いのではないかと思う。まちづくりを進めようというのだから、もう少し各地域に目配りや気配りをした形というものを考える必要があると思う。

例えば、今の高齢化率にしても、私の地域はすごく高いのだが、高齢化率の問題でも、年々高齢化率が上がっていくと思ったら大間違いで、年を経るにつれ下がる、若返るということも数学上はある。年寄りが1年歳を取るから上がってくるというのは間違いで、そういった方々が段々少なくなって行って、年々若返っていくという構造も出てきたりする。そういう意味では65歳以上の高齢化率と言ってポンと押えるのではなく、後期高齢化率や80歳以上などのラインもあると思う。特に、65歳というのは地域ではバリバリの現役世代であり、私の地域のまちづくり推進委員は11名全員が高齢者である。集落によっては、住んでいる人が全員80歳を超えているという集落もある。そういったところに対するまちづくり推進委員会の取組というものは相当なものである。そこを何とかしようと思えば、高齢化率も悪くはないが、そういっ

たことも1つの基準になるのではなかろうかと思う。

提案の年少人口あるいは労働者人口というのも良いポイントだとは思う。しかし、私が思うのは、前回の時も言ったが、交付税制度のような考え方もあると思う。交付税は、様々な算定項目によって算定され、浜田市や島根県のような地方へ税金の再配分がされる仕組みなので、そのような基礎数値を用いるという方法もある。

もう一つの尺度としては、辺地という考え方があると思う。資本整備が進まない暮らしにくさを点数化して、辺地債や辺地対策の国の支援の対象としている。交付金の算定にもこの辺地度を1つのベースに持ってくるのもよいと思う。

あとは人口密度という考え方もある。浜田市の中でも、実際に桁違いの人口密度になる地域がある。そういった地域というのは、例えば、隣までが1kmとか2kmとかいう地域の人は、1つの回覧板を持ってくるということも大変なことがある。そういったところというのは、やはり何か考えていってあげないといけない。また、さっき言われたように、道の草刈りをするとっても、あるところは皆出て2時間くらいやったら済むのかもしれないが、ある地域に来たら1日2日やっても済まない。1人が何kmも刈っていくような地域もあり、自治会も奮闘しているから、私の地域では自治会に多くお金を出すといった格好にするのだけれど、その財源があまりないので思うようにいかないという実態もある。そういった地域に、いくらかの傾斜配分や物差しをあてることで、多少のメリハリはつけていかないといけないと思う。浜田市全体を見て、「さあ、そういった弱い地域というのを何とかしよう。していかないといけないな」という交付金制度というものを見据えて、もう少しきめ細かな制度設計をしていく必要があると思う。

そうしたときに、予算枠というのが決まっていると難しいので、是非とも財源というものをしっかり確保してもらって、地域のコミュニティとか地域活動というものは市の基本なので、予算確保をもう少し頑張ってもらいたい。浜田市全域が、まちづくりを進めて行く上での恩恵を受けていけるように、お金をシフトしていってもらおうというのが良いと思う。

例えば交付税と同じように、1,000戸で3,000円とかという基準を設けて、それから多い地域とか少ない地域というのはその逆に補正をかけていって、それで算定していけば結構良い方向になるのではと思う。分かりやすく言えば、10万人が交付税の基礎単位なのだが、浜田は5万人だからと言って半分ではなく、補正をかけて8万人くらいの勘定で交付金があるようなイメージである。交付税はそのような制度設計になっているので、交付金もそのような視点で検討してみただけならと思う。

辺地度点数も1回計ってしまえば、5年スパンとかで計れば良いと思う。100点のところもあれば150点のところもあれば200点のところも出てくるから、それで交付金額に差がついてくる。そういったことをすると、交通弱者、特にバスも何もないとか、お店も何もないという地域に交付金が多く交付されるので、そういったことの施策をまちづくり推進委員会が考えていけばよい。交通弱者に対する活動をまちづくり推進委員会がやっていこうと思えば、そのお金を活用して買い物難民をどうしようかということを考えていけばよい。お金があれば、いろいろなことを地域の人は皆さん本当に良い考えを持ち寄る。「お金があれば多少は取り組もう」ということで皆さんがやる気を起こしてくれば、良い感じで動いていくのではないかなと思う。

【委員長】

はい、ありがとう。他にいかがか。

【委員】

交付金の算定や加算の話も大事だとは思うが、私としては事業計画や予算をきちんと作るということが大事だと思う。事業計画書と予算書によって、「こういうことがしたいのだ」というものに基づいて交付決定をしていただかないと、「一生懸命やろう」という機運がそもそも出ないのではないかな。何をやってもお金をくれると言うか、何でも良いと言っては言い方が悪いの

だが、従来どおりのままでお金がくるというような仕組みでは、まちづくりは進まないと思う。やはり、それこそ交付金だから事業計画・予算書と決算をきちんと確認する必要がある。基本的にまず、最初に事業や予算についてその計画の妥当性、予算の詳細な使い方をはっきりと示しておかないといけない。

そうしようとする、交付金の使い方を明確にする必要がある。使って良いのか悪いのか分からないと、計画も立てられないし、予算も立てられない。前回も言ったが、事業の報告書、決算書をホームページで全部公表すればよいと思う。いつでも閲覧できるようにして、「こういうことやっているんだ。うちもこれならできる。あ、これも、これもできる」とやっていけば、それは1億1,000万では足りなくなる。足らないようになるから、各地域の実情を踏まえて、事業計画・予算書を見ながら、「この分だけは今年やりなさい。これは次回に回したらどうか」そういうふうにはやっていかないと、進展というもの生まれてこないと思う。

【委員長】

事務局お願いします。

【事務局】

交付金が始まった当初は、委員さんが言われるように、極端に言うと、何もしなくても決められた金額が計算式によって交付される、申請すれば交付されるというような形だった。それで、メリハリの部分も必要ということで、基礎額を減額して、課題解決特別事業を創設した。それぞれの団体が事業計画を市の方に提出していただいて、こちらの方で審査して、交付を判断するというような流れができています。

【委員】

それは分かるが、全体的な方向性がそうならないといけないと思う。

【事務局】

まさに仰るとおりかと思う。まちづくりということで、地域の皆さんが色々とアイデアを練られて活動されている。せっかく頑張っていただくのであれば、成果が出たほうが地域のモチベーションもあがると思う。「頑張ったけど、疲れただけで終わった」ということでは、モチベーションもあがらないと思う。やはりきちんと計画を立てて、ある程度の成果を見越した形でいろいろな活動をしていくということを行政側としてもしっかりサポートしていく必要があるかと思っています。

そのため、今回の見直しの提案では、課題解決特別事業などの事業計画をつくる段階から職員がサポートしたり、コミセン部会で提案されているまちづくりコーディネーターが入ってサポートしたりするなどして、全部地域にお任せするということではなく、一緒に作っていくようにしている。まさにこれは協働だと思うので、そういう仕組みを作る必要があるかと思う。

今の交付金の事業計画書も、様式自体は簡易な形になっているので、簡単に作ろうと思えば簡単に作れるし、しっかり作ろうと思えばしっかり作れるという形になっている。その辺りを、もう少ししっかり作れる様式に見直すということも場合によっては必要と思っている。一方で「報告書の作成が負担だ」というご意見もあるので、その辺のバランスをしっかりと取りながら検討したいと思う。

【委員長】

他にいかがか。

【委員】

第1回の会議のときに「高齢化の加算を考えてほしい」と発言したところ、さっそく検討していただいた。それプラス、年少人口の加算も入っている。それで、資料4の網掛けのところを見ると、全ての団体が高齢化加算か年少人口加算かのいずれかに入っている。浜田市の14歳以下と65歳以上の分の平均の数値を出していただいているのを見ると、1か所だけダブって

いて、あとはどちらかに入っている。私は、なかなかちゃんと考えられたと思っている。このような加算の仕方は大変良いと思うので、この方向で検討を進めていってもらえればと思う。あとは、加算率をどの程度にするか、線をどこからどこに引くのかということをお話していただく必要があると思う。残りの会議の回数も限りがあるので、もう少し議論を進めていかないと、時間が足りないのではないかと心配する。

【委員長】

私もそれは懸念している。皆様方の言われるところは大変ごもっともだと思う。様々な状況があるということをお話として現在の制度は、基礎額と活動費と課題解決という3段階になっている。それぞれ、基礎額で基本的なところを賄って、それにプラスαで活動する方々の活動費、そして「もっと頑張って我々はやっていきたい」とおっしゃる方々にとっては、3段階目として課題解決があるという、3本柱と言うか、3段階で組んである。この構造について「問題があるかな」という方もいらっしゃるかもしれないが、私個人としては、よく考えられている仕組みだと思っている。ただ、その中身はもっと検討する必要があるかなと考えている。

今回、加算という形で委員さんも言ってくださったように、資料4を見ると、ほとんど全部の委員会がプラスというか、加算されるという形にはなっている。

委員さんのご提案のように、これの基準をどうするかということをお話する必要があると思う。こういうような加算の方法、高齢化の加算と年少人口の加算という形の2本柱で加算をするということがいかなものなのかということと、基準をどうすべきかということと、この2つについて、今回、第2回の会議で議論いただきたいと思っている。

また、このこと以外の課題も言っていただき、それを踏まえてまた第3回、第4回に続くような形を取りたいと思うので、ご意見がある方は言っていただければと思う。

あと30分くらいだが、何とか時間内に終わりたいと思っている。言い足りないということがないように、なるべくご意見をいただければと思っている。

いかがか。

【委員】

やはり、高齢化加算があるなら、年少加算ということをお話するべきだと私は思っていたのだが、今回それが入っているので、これはこれで新しい算定根拠としては高齢化加算と年少人口加算をつけるということで良いのではないかなと思う。

先ほど、へき地とか人口密度という話もあったが、これは非常に難しいのではないかなと思う。人口密度が高い地域と言うと、ほとんど浜田自治区になってしまう。へき地と言うと今度は旧那賀郡になる。「ここをへき地ということにする」ということで基準に使うのは難しいのではないかなと思う。

したがって、新しい交付金としては、提案してもらった高齢化加算と年少人口加算でよいのではないかなと思う。

1つ確認するが、基本的には減額にならないように改正するという話だが、これを見ると、この「活動費×__%」、これが予算的に押し出しになるということか。

【事務局】

予算的には純増になる。

【委員】

全体予算の1億1,000万のうちで、「活動費+活動費×__%」分は本当に賄うことができるのか。

【委員長】

それに関しては、たぶん資料5かと思う。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

予算の規模は例年どおりを想定している。なので、1億1,000万円の中でやり繰りをすると

いうことなる。

【委員】

予算の範囲内ということになると、算定方法をよく考える必要がある。

【委員長】

資料3の算定には、それぞれメリットデメリット、問題となる点と良い点があると思うので、事務局から簡単に説明してもらいたい。

【事務局】

～資料3について説明～

予算の話をして申し訳ないが、予算に限りがある以上、どうしても加算できる全体の額というのも決まってくる。それが資料5の右下の「予算残」というところの620万円となる。ただし、この620万円については、新規のまちづくり推進委員会ができた分も想定しているので、これをすべて使うことはできない。

①は、基準のラインを越えれば全団体に同じ%を乗じるので、平等にと言うか、同じ加算率分上がるという形になる。

【委員長】

つまり、それ（基準）を超えた団体だけが加算されるということか。

【事務局】

お見込みのとおり。

②は、さらに段階を設けて、高齢化加算の場合には、より高齢化の進んでいるところにはより加算をする。その代わりに、全体の財源は決まっているので、①に比べれば加算される金額は減るということになる。

③は、傾斜配分と言うか、超えた%分を活動費に乗じるので、より状況に応じた加算ができるのではないかと思う。

ただ、どの基準も、今お示ししている市平均を使うのか、50%を使うのかにもよって変わってくる。そもそも50%という基準を使った場合は、資料4の網掛けしてある部分でも該当にならないところが出てくることになる。今の資料は、市平均ということで表現をさせてもらっているが、まずはそこを決める必要があると思っている。仮に市平均で③を採用した場合は、例えば年少人口の市平均が11.36なので、1番上の殿町は11.80なので、上回る部分については0.5弱ということになる。

【委員】

高齢化加算と年少加算のどちらかが全ての委員会に掛かっている中で、原資の1億1,000万円の予算規模は変わらない。そして、残金の600万円も基本的にとっておかないといけない。若干、600万円から加算分へ予算をまわすとしても、それをまちづくり推進委員会や自治会の120～130団体へ配分するのだから、1団体あたり2～3万円しか動かないということになるのではないか。その程度の金額であれば、大して議論するような状況ではないと思う。

【委員】

2～3万円よりは多くなるのではないか。残金が600万円あるのだから。

【委員】

600万円は全部使えるわけではない。新たにまちづくり推進委員会ができれば、そこに交付される。

【委員】

それを残すにしても、もう少し出るのはないか。

【事務局】

具体的にもう少し例を挙げてご説明させていただく。

先程、**3**のパターンで説明すると、加算基準というものをもし市平均 36%に置いた場合に、資料 4 の方の 1 番「外浦・松原まちづくり推進委員会」を例にすると高齢化率が 44%なので、8%市平均より高いということになる。つまり、活動費に 8%を加算するということになる。

分かりやすい例でいくと、27 番の「市木地区まちづくり推進委員会」では、高齢化率が 57%で市平均 36%よりも約 20%高いので、活動費に対して 20%を上乗せするということになる。市木地区の活動費は 100 万円なので 20%上乗せで単純に 20 万円くらいは加算されるということになる。

【委員】

それは、全ての委員会分を足していったら原資を超えるのではないか。

【事務局】

概算だが、大丈夫だと考えている。

【事務局】

市木地区は基本的に高い方の例なので、全体としては 2~300 万円くらいには収まるのではないかという計算はしている。

【委員】

全体的に見たら各団体 4~5 万円の加算というところではないか。

【委員長】

次回の会議で実際に数字を示してもらうことは可能か。

【委員】

それを見て議論したい。

【事務局】

今日お示しした**1**、**2**、**3**のうちで、例えば「3 番で方向感を少しつけたいので、試算をしてほしい」とか、ご要望があれば次回、お示しできるかと思う。

【委員長】

それぞれの地域の金額を見て一喜一憂というのではなく、全体のことを考えて議論していただくということについてはご理解いただきたい。

先ほどもお伝えしたとおり、この基準額がどうなのかということは今日の会議でご意見をいただいた上で、何となく方向性を決めたいと思っている。**1**、**2**、**3**というのは先程説明があったように、それぞれ考え方があるわけだが、交付金である以上、やはり浜田市民全員にとって納得できる基準であるということが必要だと思う。そういう視点から、どれが良いのか、どういう案を採用した上で次回に向けて試算をしてもらうかを議論いただきたいが、いかがか。

【委員】

今のことは、**3**のこと（その他の算定項目）か。他の、例えば**1**とか**2**は検討されないのか。

【事務局】

1、**2**も検討対象である。

【委員】

例えば、この高齢化率を見たとしてもピンからキリまである。たとえ高齢者が 1 人だとしても 10 人でも、高齢者対策に掛かる費用はそんなに変わらない。やはり同じように掛かる。だから、そういう面から言うと、加算基準をその団体ごとに率によって差をつけることも大変大事かもしれないけれども、一律に基準を超えた団体には分配する方が良いように私は思う。この

中で言えば、①か②の方が良いような気がする。

【委員長】

他にご意見はいかがか。

【委員】

今は、今までの制度をどうしたら良いのだろうかという議論をしているわけだから、いろいろなことを議論していかないといけないと思う。議論を飛ばしていくと、本来の在り様の答えから言うと本末転倒になる。本当は、その地域ごとの実態を反映するようなものを作って設計しないと、せっかくの税金・交付金を公平公正に分配するという理念から外れてしまう。したがって、大変な作業にはなるが、事細かに、より細かに制度設計していかないといけない。「大変だからこれはこうしておこう」ではなく、様々な議論をしておかないといけない。結果的には今回は厳しいとか難しいとか、いろいろな人の意見があるので、そういうことになるかもしれないが、もし検討が終わったあとで、各方面から意見が出てきた時に、議論していなかった点があるところの検討会として情けないことになるので、しっかりと議論しておく必要がある。

初めに、委員さんがおっしゃったように、私たちが立派ではないが地域計画書を作っている。行政が入っているわけでもないし、職員が入っているわけでもなく、皆、自分たちで作っている。そして、総会のときには、あらゆる事業の予算から決算から出して、全員に配っている。事業の内容については、地域性があって良いと思うが、交付金を使う以上、そのやり方というものには検証しながら取り組む必要があると思う。事業内容は地域性があるのでまちまちでも良いが、やっていったことの整理というものにはちゃんとしないといけない。それはある意味では、お金をもらうのは厳しいものだということを認識してもらうためにも大事だと思う。条例検討委員会などでも検証・評価というものにはかなりのウエイトを置いて議論している。様々な説明をするためにも、検証というのは大切なものである。

【委員】

まちづくり総合交付金は、中間検証を行っている。

【委員】

存じている。

【委員】

今回の検討は、中間検証に基づいて、今の制度をどうしようかということを考えるものだと思う。

中間検証は、当時の委員で議論して、その結果を報告書にまとめている。委員さんは、それ以前の話をしてきている。中間検証の上に立って、今はどうしようかという話をしてきているのだから、そういう話をしてもらいたい。

中間検証の際には、市公連からは別の方が出ておられて、あなたではなかった。そのときのことはきちんと整理されているのか。

【委員】

今、私が言っているのは、各まちづくり推進委員会とか地域に交付された交付金を活用した活動の検証のことを言っていたのであって、交付金制度そのものの検証のことではない。中間検証があったことは承知しているし、制度そのものは今後も検証が必要だと思う。そうではなくて、市としてまちづくり推進委員会をつくっていかうと言うのだから、それぞれの団体の活動について、それぞれの団体での検証が必要だということを言っている。そういった形で物事を進めていかないと、地域の同意やコンセンサスは得られないのではなかろうかということを行っている。

【委員】

今は、交付金制度をどうしようかという議論をしているので、委員の話は噛み合わないと感じる。

今はこの中間検証結果に基づいて、「じゃあ、それでどうしようか」ということで、今、事務局から案が提示されている。それがどうかということが議論できないと困るし、事務局も困っていると思う。

【委員】

中間検証結果の中身を見ると、「大きな改正は、次期改正の検討に委ねます」ということになっているので、今ここで議論している。「だからこそ、今回の検討会でいろいろ議論しておかないといけない」ということを私は言っているのである。せっかく大きな改正をするのだから、大変かもしれないが、地域性を反映した制度設計をすべきではないかと提案しているのである。

そうしたときに、第1回の会議のときも言ったのだが、交付金の財源が過疎債なのだから、過疎法が何を目的にしているかということからスタートしていけば、何らかの方向性が出せるのではないだろうか。弱い地域に目を向けながら、市全体を見ていかないといけないのではないかなと思う。今、算定の話になっていて、今言っておかないと次々に話が進んでいってしまうと感じたので発言させてもらっている。

前回の話をベースに事務局案が示されて、「これ以外に何かないでしょうか」と言うことだから、いろいろな話を出している。事務局案が良い悪いという話ではなく、いろいろな要素を入れてあるのでこれはこれで良いのだが、「まだまだ地域性を反映するためには荒削りだ」ということを指摘したつもりである。提案すればするほど事務局のご苦労が増えるのは承知しているが、その辺りの検討をしても良いのではないだろうか。物事は、勿論戻すのではなく、より進化させるべきだと思い、今、いろいろと言っているわけで、議論を混ぜるつもりはない。

【委員長】

今、過疎債の話が出たが、一応資料は用意していただいている。

あまり時間がないので、簡単に構わないが、事務局の方から説明をお願いしたい。

【事務局】

前回の会議で資料の準備をという話があったので、A4 両面ものの資料をご用意させていただいた。

～資料について説明～

【委員】

今のご意見・ご議論を聞いていて思ったことを申し上げる。資料4を見ると、確かに皆さんからもご指摘があったように、結局、高齢化加算と年少人口加算だと、結局どこの地区にもかかってくる。そうしたときに、「加算」という言葉の意味が薄くなるのではないだろうか。結局全部に加算されるのであれば、結局は活動費が全部増える、という話になってしまうので、まちづくり交付金としてのメッセージ性が弱いと感じている。

やはり加算する以上は、例えば、「検討事項について（資料2）」の「2 検討していくにあたって」の（4）の文中に「特性」という表現があるが、「高齢化が課題だから加算しましょう」なのか、（5）のように「いやいや頑張っているところにはもっと、応援しましょうよ」なのか、そういうメッセージ性があっても良いのではないかと感じた。

もし高齢化率・高齢化加算を検討していくにあたって、どこに線を引くかでどうしても外れてくる地域もあるかもしれないが、そういうメッセージ性として捉えてもらえれば良いのではないかな。せっかく協働のまちづくり推進条例も進んでいるので、その協働のまちづくりを応援する意味で、交付金も1階建て、2階建て、さらに頑張るところとか大変なところとか、何かそういうメッセージや方向感で考えても良いのではないかなと思う。

【委員】

いろいろ議論をされているけれども、協働のまちづくり推進条例を作ったまで一生懸命やろうということだから、やはりそれに沿った改正をしていかないといけないと思う。「従来通りでは成果が出ませんよ」ということはしっかり捉える必要がある。条例が1番上だから、その趣

旨に沿った方向に進めて、計画や予算を立てて事業を進めていくという基本的なところを間違えないようにしていただきたいと思う。

【委員】

皆さんから素晴らしいご意見等を聞かせていただき、本当に感謝申し上げます。

1点、この検討委員会の中で検討していただきたいと思っているものがある。

旭の中でも、いろいろな地域があるが、水道光熱費をまちづくり推進委員会の方から支払いをかけなければならない、という地域もある。これを何とかできないだろうか。たとえ20万円ほどでも水道光熱費がかかれば、事業をそれだけでできないということがある。20万円かかるといふことであれば、予算立ての段階で「20万円くらいかかるだろう」といふことでその分を引いておかないといけない。何とかこの水道光熱費については、上乘せをしていただくような検討をしていただきたい。

【委員長】

どちらの水道光熱費のことか？公民館のことか？

【委員】

公民館の入っている生活改善センターのことである。公民館の事務所部分については、いづらか教育委員会で負担してもらっているが、センター全体の水道光熱費はまちづくり推進委員会が負担している。そうすると、交付金でしか払うことができないので、そういうものについては、100%とは言わないが、80%でも70%でも上乘せをしていただければ、その分だけ事業ができるようになる。

旭のことを言うと、和田地区は、和田公民館が拠点なので、一切の水道光熱費は市が支払いしている。他の地区は、各地区が管理するセンターの中に公民館が入っているので、教育委員会から多少の光熱費はいただくにしても、センターに係る大半の維持費は交付金から出しており、予算が足りないという状況が起きている。

各地区が管理するセンターの水道光熱費について、上乘せを検討いただきたいと思う。

【委員】

公民館のことか？

【委員】

私の地区では、そのセンターの中に公民館が入っていて、まちづくりもそのセンターを拠点にして活動している。

【委員長】

地域によって事情が違うということだろうか。

【委員】

たぶん地域によって違うと思う。

【委員】

今の問題については、委員さんがおっしゃることもよく分かる。市も統一感がないことは承知の上で、何とかしたいと考えているだろうと思うが、先立つものの工面で困っているのだと思う。

今、公民館が26館、分館を加えて35館あるが、ものすごく違うと思う。

【委員】

それは当然だと思う。

【委員】

公民館の維持管理についても、なかなか上手くいかないという悩みは、どこも持っていると思う。特に学校の跡地に建っている公民館は、1町や2町もの面積を管理しなければならない。公民館によってはないところもあるが、大きなエリア全部を公民館がしないといけないところもある。人によっては「もう腰が曲がってやれん」と言って困っていらっしゃる。そういった

ところにも、まちづくり推進委員会がそこへ向けて縁者さんを入れたりしてやっていこうということで、交付金を使っている。いろいろな方法で努力しながら対応している。

つまりは、そうした地域差を何とか解消する形というものを検討しなければならない。過疎債も辺地債も、地域差を解消しようということがテーマなので、そのあたりの考え方で制度設計してほしいと思う。

【委員長】

この点については、事務局のほうで検討いただければと思う。

【委員】

交付金制度でやることに疑問を感じる。

【委員長】

ただ、事情がそれぞれあると思うので、事情も踏まえた上で、どういう可能性があるかということを検討いただければと思うが、事務局いかがか。

【事務局】

今、ご事情を伺ったので、その点も含めて検討してみたい。100%要望に応えられるかどうかは約束できないが、検討してお示ししたいと思う。

【委員】

今日のところは、この話をさせていただいて、市に投げかけをしておきたかった。私も旭に帰って地域協議会の中でも説明をしないといけないので、この話題をあげさせてもらった。旭の中で出た話題だが、大なり小なりこのことは市全体の課題だろうと思う。

【事務局】

旭だけの問題だとは思っていないので、全体的なところを見て、またお示ししたいと思う。

【委員】

願います。

【委員長】

よろしいか。私の進行の不手際で、大変時間が押してしまった。

次回までに準備していただきたいことがいくつかある。今、宿題をいただいたということなので、それについてまた、事務局の方でご用意いただければと思う。

また、今日、ご意見を十分に賜ったとはなかなか言えない部分もあるが、また、次回以降「どうしても言いたい」ということがあれば、またいただければというふうに思う。

一方で、この加算の議論についても進めないといけないので、事務局においては具体的な数字を次回お示しいただきたい。

様々な地域の実情を踏まえることは当然必要なかもしれないが、一方では、ここで全体の制度を設計するというにあたって、やはり何らかの基準を設けないといけない。それが多くの方々にとってフェアである、公平であるというような基準を作っていくという形になると思う。ただ、一方では頑張っているところには、やはりその頑張ったなりのことが反映されるような仕組みでないといけないようにも感じる。そうすると、やはり何層かの形にしていけないかなとも思う。

今回は十分に議論ができなかった部分もあるので、次回以降またご意見をいただければと思っている。

重ね重ね、進行が十分ではなくて皆さんにご迷惑をお掛けしたことをお詫びしたい。

以上で議事は終了させていただき、進行を事務局にお返す。

3 その他

【事務局】

委員長、進行いただき感謝申し上げます。

それでは、次第の「その他」である。

まず、事務局から次回の会議の予定について相談させていただく。

具体的な日程は決めていないが、来月の13日の週のところで開催できればと思うがいかがか。

【委員長】

17日以外で。

【委員】

13日以外で。

【事務局】

開催時間は、委員の仕事の関係で、15時以降の開催時間とさせていただきたい。

14日で、いかがか？

～委員全員が頷く～

【事務局】

では、14日の15時からを候補とさせていただく。

おそらく会場が変わると思うので、またご案内をさせていただく。

事務局からは以上だが、委員の皆様からまた何かあればお願いしたい。

(特になし)

それでは、議題が全て終了したので、本日の改正検討委員会はこれをもって終了とさせていただきます、

(閉会 16:35)